安保理決議１３２５号と「国別行動計画」

２０１３年７月
外務省総合外交政策局

1. 安保理決議1325

概要

女性と平和・安全を関連づけた初の安保理決議。女性が紛争に影響を受けていることを認識するとともに，紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画を要請。さらに，紛争状況における性的暴力からの女性の保護，平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化，女性の権利及びジェンダー平等の促進を要請。

主文骨子

安保理は、

- ●加盟国に対し、紛争の予防、管理及び解決のためのメカニズムにおける意思決定の段階における女性の地位拡大を要請する。
- ●事務総長（SG）に対し、紛争解決及び和平プロセスにおける意思決定段階において女性の参加が拡大することを呼びかけたSG戦略計画の実施を慫慂する。
- ●SGに対し、SGに代わって周旋を履行するためのSG特別代表及びSG特使としてより多くの女性を任命することを要請する。
- ●SGに対し、国連のフィールド活動、特に軍事監視要員、文民警察、人権及び人道問題担当要員における女性の役割と貢献を拡大することを模索することを要請する。
- ●安保理が国連平和維持活動にジェンダーの視点を取り入れる用意があることを表明するとともに、SGに対し、適当な場合には、フィールド活動においてジェンダーの視点に配慮した活動を含めることを確保することを要請する。
- ●SGに対し、女性の保護、権利及び特別のニーズに関する訓練ガイドライン及び訓練教材を加盟国に対して供給することを要請するとともに、加盟国に対し、部隊展開の準備において軍事及び文民警察要員のための各国の訓練計画の中にそれらを組み込むことを慫慂する。さらに、SGに対し、平和維持活動の文民要員が同様の訓練を受けることを確保するよう要請する。
- ●加盟国に対し、ジェンダーの視点を取り入れた訓練のための努力に対する自発的な財政、技術及び物資支援を増加するよう要請する。
- ●すべての関係当事者に対し、和平合意に関する交渉及び実施の際に、ジェンダーの視点を採用するよう呼びかける。
- ●すべての紛争当事者に対し、女性の権利及び保護に関して適用可能な国際法の完全な遵守を呼びかける。
- ●すべての紛争当事者に対し、紛争下における性的暴力から女性及び女児を保護するための特別の措置をとることを呼びかける。
- ●すべての紛争当事者に対し、難民及び避難民キャンプの文民的及び人道上の性格を尊重し、女性及び女児の特別のニーズを考慮することを呼びかける。
- ●SGに対し、女性および女児に対する軍事的紛争の影響、平和構築における女性の役割、和平プロセス及び紛争解決における性の側面に関する調査を実施し、そのような調査結果についての報告書を安保理に提出することを慫慂する。

2. 国別行動計画

- ✓ 女性・平和・安全に関する安保理決議の履行のため、各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で各加盟国にて策定する行動計画。
- ✓ 安保理は、累次の議長声明*等において、国別行動計画の策定を各加盟国に呼びかけ。現在、41ヶ国で国別行動計画が策定済み。

*安保理議長声明S/PRST/2002/32（2002年10 月）国別行動計画関連パラ概要（仮訳）

安保理は、加盟国等に対し、モニタリングを含む人道オペレーション及び復帰・復興プログラムに関し、目標とタイムテーブルを含む明確な戦略と行動計画を策定すること、また、紛争後の状況下において、財産権等の欠如や経済資源へのアクセスの欠如といった紛争後の状況下において女性が直面している制約に焦点を当てた活動目標を策定することを慫慂する。

*安保理議長声明S/PRST/2004/40（2004年10 月）、S/PRST/2012/23(2012年10月）国別行動計画関連パラ概要（仮訳）

安保理は、国別行動計画その他の国家レベルの戦略を策定していくことを含む、国家レベルの安保理決議1325号(2000年)を履行するための加盟国の努力を歓迎し、そのような取組を追求し続けることを加盟国に呼びかける。

国別行動計画策定済みの国名一覧（計41ヶ国）

（注）２０１３年３月時点

（北米）米国、カナダ
（欧州）英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、アイスランド、アイルランド、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア
（中央アジア）キルギスタン、グルジア
（アフリカ）ウガンダ、ガーナ、ギニア（共）、ギニアビサウ、コートジボワール、
コンゴ（民）、シエラレオネ、セネガル、ブルンディ、リベリア、ルワンダ
（中南米）チリ
（アジア・大洋州）豪州、ネパール、フィリピン
※下線はG8諸国

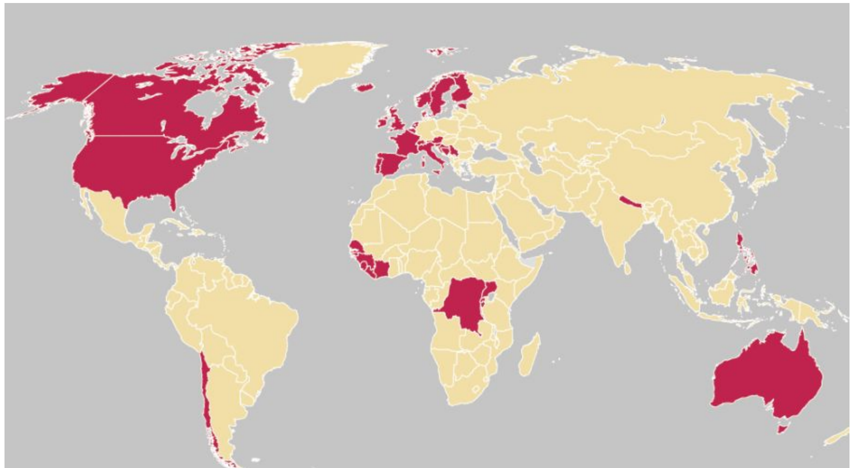

引用：UN Women Sourcebook on Women, Peace, and Security

3. 国別行動計画に盛り込むべき要素

国連が定める重点4分野と事務総長報告(S/2010/498)において示された各分野における小目標

1. 紛争下及び紛争後において、女性及び少女へのあらゆる形態の暴力を防止

小目標1　女性に対するあらゆる形態の暴力の防止、特に性的暴力の防止。

小目標2　紛争下・停戦下・平和交渉中・紛争後における女性と少女の権利侵害をモニターし、これに対応するためのメカニズムの導入。

小目標3　国際・国家・非政府主体は、女性及び少女に対するあらゆる形態の人権侵害について国際的水準に沿った責任を取る。

小目標4　早期警戒システムや紛争予防メカニズムに女性や少女特有のニーズへの対応を含める。

2. 国家・地域・国際レベルにおいて、女性が男性と同等に平和・安全にかかる意思決定に参加

小目標1　紛争予防・管理・解決の意思決定プロセスにおいて女性と女性の利益を含める。

小目標2　公式・非公式の平和交渉・平和構築プロセスにおける女性の代表性を高め、実質的参加を促進する。

小目標3　国家及び地方政府の選ばれた代表または意思決定者における女性の代表性を高め、実質的参加を促進する。

小目標4　紛争や女性・少女の人権侵害を防止・管理・解決するための活動における女性及び女性組織の代表性を高める。

3. 紛争下及び紛争後において、女性及び少女の人権を保護し増進する

小目標1　女性及び少女の安全、物理的精神的健康、経済的安全を保護し人権を尊重する。

小目標2　女性及び少女の政治的・経済的・社会的・文化的権利を、国際水準に沿った国内法令で保護する。

小目標3　女性及び少女の物理的安全を強化するためのメカニズムを導入。

小目標4　危険下に置かれた女性及び少女が生計維持サービスにアクセス可能。

小目標5　人権侵害を受けた女性による司法へのアクセスを高める。

4. 女性と少女特有の救済の必要性への対処、救済と復興における女性の能力を強化

小目標1　紛争及び紛争後における女性及び少女の母子保健のニーズに対応。

小目標2　復興プログラムにおける脆弱な環境下の女性及び少女のニーズへの対応。

小目標3　紛争後、移行期の司法・和解・再建プロセスはジェンダーの視点を取り入れる。

小目標4　武装解除・動員解除・再統合や治安部門改革において、女性の関係者、元戦闘員及び武装集団に付属する女性と少女の安全上の必要性に配慮する。